

佐世保工業高等専門学校職業紹介業務運営規程

(平成16年4月1日制定)

佐世保工業高等専門学校職業紹介業務運営規程（平成15年1月1日制定）の全部を改正する。

（目標等）

第1条 佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、本校の学生の就職について、学生本人の意志を尊重し、適正に職業紹介を行う。

2 本校は、学生及び求人者に適切な雇用情報等を提供し、必要な指導等を行うことにより、学生に対して、その適性、能力、経験、技能程度等にふさわしい職業を選択することを促進し、求人者が当該職務等に適合する労働者を雇い入れることを促進するよう努める。

3 本校における職業紹介事業は無料で行う。

（求人）

第2条 本校は、次の場合を除き本校の在学生及び卒業生（ただし、卒業後1年以内の者に限る。以下本規程において同じ。）を対象とする全ての求人を受理する。

一 申込みの内容が法令に違反している場合

二 法令により明示が義務づけられている労働条件を明示しない場合

三 賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合

2 本校に対する求人の申込みは、所定の求人票に記入して行うものとする。

3 本校は、求人票において、法令により義務づけられた労働条件等の明示を求めるものとする。ただし、職業紹介に緊急の必要性があるため、あらかじめ書面の交付ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめ書面の交付以外の方法により明示を求めるものとする。

（求職）

第3条 本校は、求職申込みの内容が法令に違反している場合を除き、本校の在学生及び卒業生のいかなる求職も受理する。

2 本校に対する求職の申込みは、所定の求職票に記入して行うものとする。

（紹介）

第4条 本校は、職業安定法第2条に規定する職業選択の自由の趣旨を踏まえ、求職者が自らの希望と能力に応じる職業に速やかに就くことができるよう努める。

2 本校は、求人者に対しては、その希望に適合する求職者の紹介に努める。

3 本校が職業紹介を行うに際しては、求職者に対して、紹介時に、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付により明示するものとする。

4 本校が求職者を求人者に紹介する場合は、紹介状を発行するものとする。

5 本校は、労働争議（同盟罷業又は作業所閉鎖）中の事業所に対する職業紹介は、争議が解決するまで行わない。

（職業紹介業務担当者）

第5条 校長は、校長に代わって職業紹介事業に関する業務を担当する者（以下「職業紹介業務担当者」という。）を職員の中から選任することができる。

2 校長は、職業紹介業務担当者を選任した場合は、辞令を交付するものとする。

（個人情報の管理）

第6条 本校は、職業安定法第51条の2の規定に基づき、求職者及び求人者から知り得た個人的な情報は全て秘密とし、他にこれを漏洩しない。

（差別的取扱いの禁止）

第7条 本校は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由とする差別的な取扱いは、一切行わない。

（雇用情報等の提供）

第8条 本校は、公共職業安定機関と連携し、求職者及び求人者に必要な雇用情報その他適職選択及び労働者の雇入れに資する情報の提供に努めるものとする。

（帳票）

第9条 本校が職業紹介に使用する帳票の種類は、次のとおりとする。

- 一 求人票（任意の様式を使用する場合は、求人票に含める事項を記載する。）
- 二 求職票（任意の様式を使用する場合は、求職票に含める事項を記載する。）
- 三 紹介状（任意の様式を使用する場合は、紹介状に含める事項を記載する。）

（職業紹介結果の報告要請）

第10条 本校は、紹介した求職者の採用又は不採用を求人者が決定した場合は、遅滞なくその結果を報告するよう求めるものとする。

（職業紹介状況等の報告）

第11条 本校は、公共職業安定所に対する必要な職業紹介状況等の報告を行うものとする。

（法令等の遵守）

第12条 本校の職業紹介事業に係る運営は、全て職業安定法関係法令及び関係通達に基づいて運営するものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。